

入札の手引き

令和7年9月8日に公告した「北海道済生会小樽病院 済生会小樽病院・みどりの里給食委託業務 一般競争入札（以下「入札」という。）」について、次のとおり入札の手引きを案内する。

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部

北海道済生会小樽病院 病院長 和田 卓郎

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部

北海道済生会小樽病院

重症心身障がい児(者)施設みどりの里 施設長 堤 裕幸

- (1) 入札時間の30分前から入札指定日時までに入札会場の北海道済生会小樽病院 管理棟 1階講堂前で受付を済ませること。
入札受付会場への入室は1社1名までとする。
- (2) 入札参加申請の際に提出した代理人以外の者が入札に参加する際は、別途、復代理人の「委任状」（様式第2号）に必要事項を記載し入札受付の際に提出すること。
- (3) 入札受付の際に、当該入札に係る「一般競争入札参加資格確認結果通知書」（様式第3号）の原本を提示すること。
- (4) 入札会場では、会社名、所属及び氏名を示す名札等を着用すること。
- (5) 入札書は、所定の「入札書」（様式第4号）に準じて作成し、入札書用封筒（様式第5号を参考に作成）に入れ、糊付け封印して提出（入札箱に投入）すること。
- (7) 入札者は提出（入札箱に投入）した入札書の書き換え、引き換え、又は撤回をすることはできない。
- (8) 落札者の決定は、次の通りとする。
すべての入札参加者が不落札となった場合、再度入札を行い、入札執行回数は3回までとする。
尚、再度入札となった場合、入札参加者は辞退及び失格で入札会場を退出する場合を除き、入札終了まで入札会場から退出することはできない。
また、入札会場において、電話等で外部と連絡を取る事も不正防止の観点より、禁止とする。
- (9) 入札執行が第2回、第3回となった際も、入札用封筒に「入札書」を入れることとする（したがって、これらは事前に複数回分用意しておくこと）。
- (10) 3回の入札で落札者がいない場合、最も低い額を入札した者に交渉権を与え、随意契約の交渉を行うことができる。ただし、その交渉においても最初入札に付すときに定めた予定価格を下回らなかった場合は不調とし、契約の交渉権は、入札において次に低い額を入札した者に移り、以降同様に随意契約の交渉を行うものとする。
- (11) 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (12) 入札参加者として通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札執行前にあつては、その旨を文書により入札執行者に連絡し、入札執行中

にあつては、その旨を口頭により入札執行者に連絡すること。但し、入札書を提出した後は、いかなる理由があつても辞退することはできない。

- (13) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行ってはならない。
- (14) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (15) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (17) 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできない。
- (18) 次に該当する入札は、無効とする。
入札公告第9（1）～（13）に記載した内容
- (19) 入札に関して談合情報があつた場合は、入札の執行の延期、事情聴取、又は入札の執行を取りやめることがある。
- (20) 契約締結後に入札談合の事実があつたと認められたときは、契約を解除することがある。
- (21) 前（17）に定めるもののほか、入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

以上